

## 第3章

### 乳幼児期から就学前期への支援

# 早期からの相談

キーワード

相談のきっかけ 乳幼児期の健診

## <教育相談に来校するきっかけ>

幼児期に、特別支援学校の教育相談に来校するきっかけや経緯は様々あります。障害名や診断名が分かり相談に来る場合もあれば、発達に不安を抱えて相談に来る場合もあります。また、保護者の方が自ら連絡し相談に来るケースや病院の医師に紹介されたケース、検診後に保健師さんに勧められたケース、幼稚園等の先生に勧められたケースなど様々です。

## <乳幼児時期の検査>

市町村は、乳幼児健康診査に加えて、必要に応じ、妊産婦又は乳児もしくは幼児に対して健康診査を行うことが、母子保健法により定められています。

これに基づき、乳児健康診査として、ほとんどの市町村で3～4か月、9～10か月児健康診査が実施されています。1か月児健康診査は出生した医療機関で行われることが多く、ほとんどの子供が受ける健康診査です。

同様に、1歳6か月児健康診査（1.6歳児健診）、3歳児健康診査（3歳児健診）についても、母子保健法第12条に定められていて、集団検診等を行っています。

### <健康診査の項目>

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 身体発育状況            | 8. 精神発達の状況                                    |
| 2. 栄養状態              | 9. 言語障害の有無                                    |
| 3. 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無  | 10. 予防接種の実施状況                                 |
| 4. 皮膚の疾病の有無          | 11. その他の疾病及び異常の有無                             |
| 5. 眼の疾病及び異常の有無       | 12. 育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)先天異常 |
| 6. 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無 | 13. その他の疾病及び異常の有無                             |
| 7. 四肢運動障害の有無         |   |

## <新生児聴覚スクリーニング検査>

新生児聴覚スクリーニングは乳児が受けることのできる聴覚簡易検査です。検査の費用は自費ですが、費用を補助している市町村もあります。

先天性難聴の出現頻度は1,000人に1～2人とされており、他の先天性疾患に比べても頻度が高いのが特徴です。聴力と言葉の発達は強く関連していて、早期に発見し、補聴器等を使用し聴覚の活用を促し、言葉の発達を促すことが重要です。

聾学校の教育相談では、乳幼児期からの早期の相談が多いことも特徴の一つです。

## <5歳児健診>

3歳児健診までに発達の問題を指摘されなかった軽度の発達の遅れや偏り、対人関係の問題を明らかにすることなどを目的として、一部の市町村で実施しています。

また、検診とはせずに希望者を対象とした「5歳児相談」を行っている市町村もあります。

## \*コラム\* 聾学校の教育相談

教育相談は、たくさんの機関とのつながりの中で行われています。

Aさんがはじめて教育相談に訪れたのは、5才でした。言葉の遅れの原因が難聴だと分かり、教育相談に来ることになったのです。

私はこの時に、Aさんは今まで、いろいろな機関とつながってきたことを知りました。通園していた保育園の保育士、1.6歳児健診や3歳児健診の保健師、ことばの教室の先生、難聴や補聴器のことで関わる病院の医師や言語聴覚士。たくさんの人たちがそれぞれの持ち場で、Aさんと保護者を支援してきたのです。そこに私たち聾学校の教育相談も加わるようになったのです。

私たちは定期的に、聞こえや言葉のフォローをしながら教育相談を重ねました。その中で、保護者を中心とした関連機関とのつながりや広がりが増えていくことがわかりました。保護者を通じて保育園や医療機関での様子や情報を知ることができました。

また、ここでの相談の内容についても保護者が他機関へ伝えてくださったのでしよう。新たに、就学に向けた小学校での教育相談にもつながりました。実にたくさんの人からの応援を受けて、Aさんは小学校へ入学することとなりました。

入学後の教育相談のことです。Aさんと保護者、それに小学校の担任も一緒においでのになりました。また一つ、支援の輪が広がりました。その後、Aさんの小学校での様子や自宅での様子などをみんなで話すことができました。また、Aさん自身からも、学校での学習や困りごとなど、いろいろな話を聞くことができたのです。

これまでは、保護者が中心になってつなげているようでした。しかし今では、Aさんを中心として、支援機関がまとまってきているように感じました。

Aさんの成長と共に、支援のつながりがステップアップしたように感じました。

(特別支援学校地域支援部主任)



## 参考資料

- ・ **難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について（通知）**（令和4年2月 厚生労働省・文部科学省）

- ・ **改訂版乳幼児健康診査身体診察マニュアル**  
（令和3年3月 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター）



- ・ **乳幼児教育相談 Q&A**  
（平成31年3月 公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協議会）



- ・ **吃音、チック症、読み書き障害、不器用の特性に気づく「チェックリスト」活用マニュアル**（平成31年3月 厚生労働省）



# 幼児期の教育相談

キーワード

情報の共有 幼稚園等との連携

## <他機関との連携>

幼児に限りませんが、障害のある子供たちやその保護者は、様々な機関やサービスを利用しているケースが多いため、保護者の相談内容等、必要に応じて他機関と情報共有することで、他機関での支援内容や今後の**支援の方向性を確認**できる、円滑な支援につながります。

特に、幼稚園等に通っている場合は、担任の先生もかかわり等に悩んでいるケースもありますので、情報共有することで園での生活や支援が円滑に進むこともあります。

通っている幼稚園等と情報交換等を行う場合は、事前に保護者に説明し、了解を得るなど、個人情報の取扱いには注意が必要です。また、幼稚園等へも情報交換の趣旨などを説明し、理解を得た上で行うことが必要です。

なお、幼稚園等から子供の支援について一緒に考えたいと相談を受けた場合は、「特別支援教育巡回相談」について紹介し、活用を勧めることも一案です。



## <相談支援ファイルの活用>

初めて教育相談に来た際、保護者の方から子供の成長や発達の様子を聞くことが多いと思います。特に、他の相談機関等を利用していない保護者の場合、どこから何を話せばよいのか戸惑うことも少なくありません。逆に、他の相談機関等を利用している保護者であれば、初回の相談時には**どの機関でも同じような項目**について聞かれることに嫌気がさしていることも少なくありません。

青森県教育委員会では、相談者本人や家族への必要な支援がスムーズに行われるように**教育、医療、保健、福祉、労働等の情報を1冊にまとめる**ことができるよう「相談支援ファイル」を作成しています。

相談支援ファイルの主な内容は、以下のとおりです。

- ・本人・家族に関する記録
- ・かかりつけの医療機関、福祉サービス等の情報
- ・成長の記録
- ・病院の受診履歴、相談歴
- ・相談等の記録



相談支援ファイルは、**本人や保護者が所持し**、必要に応じて内容を追加したりすることができるようになっていています。場合によっては、相談初回時に話を聞きながら必要な部分を相談者と一緒に作成し、保護者に渡すなどの工夫をすることで保護者も負担なく活用できます。

初めて教育相談を担当する場合、保護者からどんな情報を得るとよいかの参考にもなります。

## \*コラム\* 関係機関との連携

未就学児の相談をするときに、在籍する園（所）と保護者との間に、対象児の理解をめぐって認識にズレが生じている場合があります。当然ですが、園と保護者間にはお互いに対する遠慮も少なからずあって、情報共有することがとても大切になります。その時に相談者が仲介役になってそれぞれ忌憚のない話合いを行うことが出来れば、双方納得し対象児への適切な対応が進んでいくのではないのでしょうか。

Aちゃんはとても大人っぽい表現でお話してくれますが、発音がはっきりしないので、お話がなかなか相手に伝わりません。園長先生も心配されており、早めの相談を勧めていました。お母さんも発音と滑舌の悪さは気になるので相談を受けました。検査担当者から、「全体的にほぼ年齢相応で発音と滑舌の問題だけでしたが、話題が突然変わったり拡散したり、内容が分からないと聞き取れないことが多いので早めに言語専門の方に相談してください。」とのことでした。

お母さんは助言を受け言語の指導を受けることにしましたが、なかなか思い通りに発音の改善が進まず、こども園でのAちゃんの状態にも大きな変化が現れないので、こども園・支援機関・保護者の間それぞれに不信感が募ってきました。

ここで確認したいのはそれぞれの想いでした。園としての願いは単なる発音の改善だけでなく、指導者の話をしっかり聞いて、指示通りの行動が取れるようになってほしい。家庭では話の内容が定まらず理解できなくて困る。双方の想いとしてコミュニケーション活動全体に対しての支援が必要であるということが確認されました。

相談場面では表面的な問題がクローズアップされがちですが、このように各機関や家庭の状況を共通理解し、本当に支援が必要な部分はどこなのか、適切なアドバイスをしたいものです。

また、子供が在籍する機関の方は保護者に対して、ストレートなものの言い方はできないものです。そこで、私は保護者の方が少しでも子供のことが気になるようなら、「お母さんの方から園での様子を聞くと、相手も言いやすくなると思いますよ。」とアドバイスしています。

(エリアアドバイザー)



## 参考資料

- ・ 相談支援ファイル（平成 23 年 青森県教育委員会）



- ・ 特別支援教育巡回相談員の要請の手続（青森県教育委員会）



- ・ 青森県発達相談ガイドブック

（令和 4 年 3 月発行予定 青森県障害者支援センターすてっぷ）

# 就学相談

キーワード 早期からの相談 市町村教育委員会 居住地校交流

## <就学前の幼児の場合>

就学先を決定するのは、その子供が住んでいる**市町村教育委員会**になります。

基本的に、決定までは右の図のような流れで進みますが、時期等についてはそれぞれの市町村教育委員会で**多少異なります**。まずは、通っている幼稚園等の先生や市町村教育委員会に相談することを勧めましょう。

特別支援学校に入学を希望する場合、就学先決定後に各市町村教育委員会から県教育委員会に通知が届いた後、入学する特別支援学校から保護者へ1日入学のお知らせなどが通知されます。また、入学後、居住する地域の小・中学校で**居住地校交流**<sup>\*1</sup>を行うことができますので、就学に向けた面談等で希望の有無を伝えるように勧めましょう。

\* 1居住地校交流：「青森県交流籍制度」23ページを参照。

就学先の決定については、本人や保護者が十分に学校の様子などを理解して選択できるよう、早目に市町村教育委員会に相談に行くことや、実際に**学校見学等に行く**なども効果的です。

## <小・中学校に在籍している場合>

小・中学校に在籍していて、「通級指導教室を利用したい」、「通常の学級から特別支援学級へ在籍変更したい」、「特別支援学級から特別支援学校へ転校したい」という場合、まずは**学級担任に相談**することになります。

特に**特別支援学校への転学**については、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならない、学びの場の変更について教育支援委員会等の助言を得るなどする必要があります。

また、特別支援学校と小・中学校は設置者が異なるため、事前に相談するなど密接に連携を図りつつ、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが大切です。

## <主な手続きの流れ>



相談にのってみよう



**ケース 05 担当している幼児の保護者が、就学先等について希望や意見を言ってよいのか心配しています。どのように対応すればよいのでしょうか。**

就学までの流れを説明し、市町村教育委員会や学校等の担当者との話合いで、就学先や必要な教育支援の内容について、本人や保護者の思いや願い、意見を直接話すことができることを伝えましょう。

また、本人や保護者の意見は最大限尊重されるとともに、教育的ニーズや必要な支援について、お子さんや保護者と市町村教育委員会、学校それぞれが納得できるように話合いが行われ、就学先や教育支援の内容が決定されることも合わせて説明することも大切です。



## 参考資料

- ・ **障害のある子供の教育支援の手引** ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）



- ・ **障害のある子供の就学事務について**  
～基本的な考え方と関係様式の作成～（平成26年3月 青森県教育委員会）



- ・ **すべてのお子さんが十分な教育を受けるために** - 就学手続や早期からの一貫した支援について -（平成27年3月 青森県教育委員会）

